

平成23年3月28日

「東北地方太平洋沖地震」に伴う被災信用金庫のお客様に対する
預金の代払いについて

豊川信用金庫
理事長 日比 嘉男

このたびの「東北地方太平洋沖地震」により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

豊川信用金庫（理事長 日比嘉男）では、このたびの「東北地方太平洋沖地震」により、被災地域の信用金庫のお客様が全国各地に避難されており、このお客様が避難先の信用金庫に来店され、預金の払出しの相談、希望されるケースが増えてきていることから、平成23年3月28日（月）より、被災信用金庫のお客様に対する預金の代払いの対応をいたします。

本対応は、「東北地方太平洋沖地震」で大きな被害を受けた地区にある、岩手県の宮古信用金庫、宮城県の石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、福島県のあぶくま信用金庫、ひまわり信用金庫の5信用金庫に普通預金または貯蓄預金があり、被災でキャッシュカードなどを紛失された個人の方が対象となります。

本制度の支払限度額は、1口座について1日1回、預金残高の範囲内でかつ10万円以内としています。また、本人確認は運転免許証などで行います。

なお、詳細につきましては、避難先近隣の豊川信用金庫本支店の窓口でお問合せご相談ください。

一日も早く復興されることを心よりお祈り申し上げます。

以 上